

不動産コンサルティングに役立つ！

「生前対策」実務ガイド（17）

相談急増の「おひとりさま対策」と不動産コンサルティング③

元木 翼

司法書士法人ミラシア・行政書士法人ミラシア
代表社員

前々回、前回に引き続き今回も「おひとりさま対策」について取り上げています。

前回はおひとりさま対策のうち、「見守り契約」、「財産管理委任契約」について解説いたしました。

今回はおひとりさま対策の中で最も重要ともいえる「成年後見制度」について説明いたします。成年後見制度は認知症などを原因とする判断能力の喪失または低下により、自分自身では財産の管理が困難となった際に利用する制度です。判断能力の低下～終末期の間には、自宅での生活が難しくなり、高齢者施設などに生活の本拠を移すことになる可能性が高くなります。

そのため、成年後見制度を利用して自宅などの「不動産」を売却するケースが多くなります。特に、おひとりさまの場合、家族信託などの認知症対策を事前に行うことができない場合がほとんどであるため、成年

【もとき・つばさ】2010年司法書士・行政書士登録。大手司法書士法人にて支店長などを務め、2017年独立開業、現在に至る。相続、遺言、家族信託が専門。生前対策の相談実績は累計1,000件を超える。豊富な経験・事例を基に、“オーダーメイド”の生前対策サービスを展開している。千葉商科大学特別講師も務める。

後見制度の利用は不可避といっても過言ではありません。

今回は、これまでの連載と重複する部分もありますが、成年後見制度の概要、法定後見制度と任意後見制度のポイント・相違点などについて解説いたします。

●成年後見制度とは～法定後見と任意後見～

・成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などが原因で判断能力が不十分な方々を保護し、支援するための制度です。例えば、認知症を発症し判断能力が低下すると、自分の預貯金や不動産などを自分で管理することが難しくなります。また、判断能力が低下してくると契約内容が理解できず、詐欺や悪徳商法のターゲットになるリスクもあります。成年後見制度を利用し成年後見人が本人に代わって財産を管理するこ

図1 おひとりさま対策の全体図

